

地域の居場所確保に係る補助事業について

1 背景

平成 24 年度から文京区社会福祉協議会（以下、「文社協」という。）では、地域福祉コーディネーターを順次配置し、地域の力を活かした生活課題解決のための支援や、地域のネットワークづくりなどを進めてきたところである。世代を問わず誰もが気軽に参加できる場所としての居場所づくりもその取り組みの一つであり、居場所を拠点として地域活動の活性化を促し、住民同士の地域での支えあいの輪を広め、地域力の向上を図ることが、今後、ますます求められている。

2 事業の概要

既に、場所の提供を受けて地域の居場所づくりが始まっているが、居場所を運営する土地・建物の所有者にとって、固定資産税等の納付等、経済的な負担は小さくない。

そこで、文社協が土地・建物の提供者に対して財産の所有に係る経常的経費の一部を補助し、経済的負担を軽減することで、地域住民が集うことのできる居場所づくりの促進を図る施策に対して、区が補助金を支出するものである。

3 補助対象者

土地及び建物又は建物を所有しており、その全部又は一部を、専ら地域の居場所としての利用に提供している者又は提供することを予定している者

4 補助対象経費・補助額

補助対象者が所有する土地・建物の固定資産税等相当額を補助対象経費とする。
上限額を 300 千円とし、千円未満は切り捨てとする。

5 対象件数

4 件

6 選定方法

選定に当たっては、文社協に審査委員会を設置し、下記の視点で審査を行い、補助交付者を決定する。

- ①誰もが気軽に参加できるような場となっているか
- ②利用者の多様なニーズに対応できる場となっているか
- ③様々な交流等が促進できるような取組が計画されているか

7 補助事業に要する経費

1, 200千円

8 周知方法

区報ぶんきょう（12月25日号）、文社協だより（1月号）、文社協ホームページ等による周知

9 スケジュール（予定）

平成29年 1月中旬	申請受付開始
2月中旬	申請締切
2月下旬～3月上旬	審査委員会の開催
3月中旬	補助交付者の決定
3月下旬	補助金支出